

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（南九州道工事部門）

次のとおり公告します。

令和8年2月6日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 飯島 直己

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する直轄区間（南九州道）において、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害の応急対策について、緊急的に道路の巡回、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

（2）基本協定区間

- 1 本協定の実施区間は、表-1 及び別紙-1 を基本とし、4区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。
- 2 災害等の状況により、当事務所の直轄管理区間内において、前項に規定する対象区間以外で指示された場所。
- 3 当事務所の直轄管理区間以外において発生した災害の応急対策に関し、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。

（表-1） 基本協定区間

区間名	基本協定区間						
	距離標	～	距離標	区 間		距離(km)	
1	11k700	～	20k600	日奈久 IC	～	田浦 IC	8.900
2	20k600	～	28k800	田浦 IC	～	芦北 IC	8.200
3	28k800	～	36k500	芦北 IC	～	津奈木 IC	7.700
4	36k500	～	42k100	津奈木 IC	～	水俣 IC	5.600
合計							30.400

（3）協定期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

- （4）本協定締結業者の選定については、提出された災害時等における道路巡回及び応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及びそれらに關し確認が必要な場合においては、資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

評価については、希望した対象区間毎に業者を評価し、対象区間毎に協定締結業者として決定する。

なお、対象区間に希望がないなどの場合には、申請書等の提出があった業者の中で、複数区間の協定締結や、他区間への協力などの調整を行う場合がある。

(5) 基本協定締結後、下記により出動要請に基づき実施した場合は、速やかに請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

- ①異常気象（大雨、積雪、地震など）に伴う道路巡回及び交通規制（通行止め）等作業
- ②交通事故による交通規制（通行止め）等作業
- ③法面崩壊等による復旧作業及び交通規制（通行止め）等作業
- ④その他、不測の災害等に伴う出動要請

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(6) 基本協定締結日は令和8年3月31日とする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 本店の所在地が八代河川国道事務所管内（熊本市、宇土市、宇城市、美里町、八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡）にあること。

(5) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域へ配置予定技術者が概ね60分程度で到着できる体制を確保できること。

(6) 協定締結対象業者は経常建設共同企業体を除く。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
電話：(0965) 32-7461 (直通)
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 道路管理課
担当：道路管理課長 (内線431)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：公示日から令和8年2月24日（火）まで。
- ② 交付方法：八代河川国道事務所のホームページに掲載。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：公示日から令和8年2月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 道路管理課 課長 林
メールアドレス：hayashi-k8910@mlit.go.jp
電話：(0965) 32-7461 (直通)
- ③ 提出方法：メール又は持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
メールの場合、メールにPDFファイルを添付し提出すること。一通のメールに添付するファイル容量は20MB未満とすることとし、提出後、電話で確認をすること。

4. その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で隨時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。